

埼玉県不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧規程

平成 7年 3月31日告示第 481号
最終改正 平成29年12月 8日告示第1311号

(趣旨)

第一条 この規程は、不動産特定共同事業法施行規則（平成7年大蔵省・建設省令第2号。以下「省令」という。）第19条第3項の規定に基づき、不動産特定共同事業者名簿その他の不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第13条に規定する書類（以下「名簿等」という。）の閲覧について必要な事項を定めるとともに、省令第69条第4項の規定に基づき、小規模不動産特定共同事業者登録簿その他の同法第49条に規定する書類（以下「登録簿等」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第二条 省令第19条第2項に基づく不動産特定共同事業者名簿等閲覧所及び省令第69条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所として、埼玉県不動産特定共同事業者名簿等閲覧所（以下「閲覧所」という。）をさいたま市浦和区高砂三丁目15番1号埼玉県都市整備部建築安全課内に設置する。

(閲覧時間)

第三条 閲覧所における名簿等及び登録簿等の閲覧時間は、午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時45分までとする。

(定期休日)

第四条 閲覧所の定期休日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）とする。

(閲覧時間の変更及び臨時休日)

第五条 名簿等又は登録簿等の整理を行う場合その他必要がある場合は、閲覧所における名簿等若しくは登録簿等の閲覧時間を変更し、又は臨時に閲覧所の休日を設けるものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧手続)

第六条 名簿等又は登録簿等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に所定の事項を記入して、当該職員の指示を受けなければならない。

(名簿等又は登録簿等の持出禁止)

第七条 名簿等又は登録簿等を閲覧する者（次条において「閲覧者」という。）は、名簿等又は登録簿等を閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第八条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員は、閲覧者に対し、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 閲覧者が前二条の規定に違反し、又は当該職員の指示に従わないとき。
- 二 閲覧者が名簿等若しくは登録簿等を汚損し、若しくは毀損したとき、又はそれらのおそれがあると認められるとき。
- 三 閲覧者が他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

附 則 (略)